

平成 26 年 1 月 20 日

農薬等 29 品目の食品安全基本法第 24 条に基づく 食品健康影響評価について

1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しており、制度を導入時に農薬等 758 品目について、コーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド（以下「参照国」という。）の基準値などを参照して暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、主に参照国から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、国内での使用（食用）がない 29 品目（別添参照）について、海外主要国地域（EU、米国、豪州、カナダ及びニュージーランドをいう。以下同じ）の使用状況及び残留基準を確認したところ、一部の食品に残留基準が設定されているが、当該品目が残留する食品が輸入される可能性は非常に低いと考えられた。

そのため、農薬等 29 品目の基準値を一括削除することについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

- (1) 国内の登録・承認がない又は失効しており、今後も申請される予定はない。
- (2) 海外主要国地域における残留基準設定状況は以下の a)～c) のとおりであるが、b)の品目については定量下限を残留基準としているものの、農薬登録がなされていないことを確認した。また、定量下限以外の残留基準を設定している c) の 6 品目についても、農薬登録がなされていないことや、登録はあるものの対象食品が対日輸出されていないことを確認した。
 - a) 残留基準が設定されていないもの（6 品目）
 - b) 分析法の定量下限を残留基準としているもの（17 品目）
 - c) 定量下限以外の残留基準が設定されているもの（6 品目）
- (3) コーデックス基準は設定されておらず、基準が設定される見込みがない。また、基準設定について 61 か国地域に調査した結果、我が国へのさらなる基準存続の要請はなかった。
- (4) 過去 10 年間の輸入時検査において、食品衛生法違反のみならず検出事例がない。

上記(1)～(4)より、我が国において当該 29 品目が残留する食品が流通する可能性は考え難く、基準値を削除しても支障はないと判断できることから、暫定

基準を維持し続けることは不要であると考えられる。在京大使館に対しては、基準設定根拠となるデータが提出されなければ、暫定基準が削除される旨を従来より説明しており、諸外国に対する告知期間も十分であるとする。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、残留基準の一括削除について検討する。

なお、残留基準を削除した場合、合成抗菌剤は「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の0.01ppmが適用されることになる。

品目名	英名	主な用途	残留基準設定状況			
			a)海外主要国で基準が設定されていないもの	b)海外主要国で分析法の定量下限を残留基準としているもの	c)海外主要国で定量下限以外の残留基準が設定されているもの	基準の具体例
1 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	1,1-DICHLORO-2,2-BIS(4-ETHYLPHENYL)ETHANE	農薬・殺虫剤			○	EU:ハープ類に0.02ppm、ほかは定量下限値
2 アザコナゾール	AZACONAZOLE	農薬・殺菌剤			○	ニュージーランド:トマトに0.05ppm
3 アニラジン	ANIRAZINE	農薬・殺菌剤		○		
4 アラマイト	ARAMITE	農薬・ダニ駆除剤		○		
5 クロゾリネート	CHLOZOLINATE	農薬・殺菌剤		○		
6 クロルブファム	CHLORBUFAM	農薬・除草剤		○		
7 クロルベンシド	CHLORBENSIDE	農薬・ダニ駆除剤		○		
8 クロロクスロン	CHLOROXURON	農薬・除草剤		○		
9 ジオキサチオン	DIOXATHION	農薬・殺虫剤		○		
10 ジノテルブ	DINOTERB	農薬・除草剤		○		
11 ジフェナミド	DIPHENAMID	農薬・除草剤			○	カナダ:いちごに1ppm
12 ジメチリモール	DIMETHIRIMOL	農薬・殺菌剤	○			
13 スルプロホス	SULPROFOS	農薬・殺虫剤	○			
14 ダイアレート	DI-ALLATE	農薬・除草剤		○		
15 ナブタラム	NAPTALAM	農薬・除草剤			○	カナダ:メロン類果実に0.1ppm
16 ニトロタルイソプロピル	NITROTHAL-ISOPROPYL	農薬・殺菌剤	○			
17 バーバン	BARBAN	農薬・除草剤		○		
18 ピラゾホス	PYRAZOPHOS	農薬・殺菌剤		○		
19 ブロモホス	BROMOPHOS	農薬・殺虫剤			○	カナダ:りんごに1.5ppm
20 ブロモホスエチル	BROMOPHOS-ETHYL	農薬・殺虫剤		○		
21 ホラムスルフロン	FORAMSULFURON	農薬・除草剤			○	カナダ:とうもろこしに0.01ppm ニュージーランド:とうもろこしに0.01ppm
22 ホルモチオン	FORMOTHION	農薬・殺虫剤		○		
23 メカルバム	MECARBAM	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤		○		
24 メタクリホス	METHACRIFOS	農薬・殺虫剤		○		
25 モノリニュロン	MONOLINURON	農薬・除草剤		○		
26 フェンクロルホス	FENCHLORPHOS	農薬/動物用医薬品・殺虫剤		○		
27 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	2-ACETYLAMINO-5-NITROTHIAZOLE	動物用医薬品・寄生虫駆除剤	○			
28 ビチオノール	BITHIIONOL	動物用医薬品・寄生虫駆除剤	○			
29 ミロキサシン	MILOXACIN	動物用医薬品・合成抗菌剤	○			

6 17 6

注1) 残留基準設定状況のb)については、定量下限値で残留基準を設定している国・地域において、現在農薬登録がなされていないことを確認済み

注2) 残留基準設定状況のc)に該当する成分のうち、1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタンはEUにおいて、ジフェナミド及びブロモホスはカナダにおいて基準値はあるものの現在農薬登録がなされていないこと、アザコナゾール、ナブタラム及びホラムスルフロンは基準があり且つ農薬登録はあるものの、対象農産物の対日輸出がないことを確認済み